

保護命令申立書の書き方について

大阪地方裁判所第1民事部

- 1 申立書や陳述書等の証拠、子や親族等の同意書（提出があった場合）は相手方に送付します。申立書等は以下の説明をよく読んで書いてください。
- 2 5, 6頁の暴力や脅迫の内容、けがの内容については、できるだけ具体的に書いてください（けがについては、診断書があるときは、それで確認してください。）。
※ 例えば、単に、「顔を殴られた。」、「脅迫された。」、「あざができた。」ではなく、それぞれ、「左目のあたりを右のこぶしで1回殴られた。」、「私の子供を目の前で殴り、『俺に逆らうところなるぞ。』と言われた。」、「右脇腹にこぶし大のあざができた。」というように具体的に書いてください。
- 3 7頁の今後の暴力のおそれについては、相手方が今後あなたの生命、身体に重大な危害を与えるような暴力を振るうであろうとあなたが考える理由として、相手方の性格や日頃の言動、暴力を振るったり脅迫したりする理由等を書いてください。また、今回の申立てに対して予想される相手方の反応も、わかる範囲で書いてください。
- 4 8頁の子への接近禁止命令における相手方が子連れ戻すと疑うに足りる言動については、相手方の子に関する言動をできるだけ具体的に書いてください。
※ 例えば、単に、「子供に執着していた。」ではなく、「令和〇年〇月〇日、私に暴力を振るった後、『子供は意地でも渡さん。』と言った。」というように具体的に書いてください。
- 5 9, 10頁の親族等への接近禁止命令において申立人との関係が親族以外の場合は、その関係を詳しく具体的に書いてください。また、相手方と面会を余儀なくされる事情についても、なぜあなたがその親族等に関して相手方と面会せざるを得なくなるのか、理由となる事情を詳しく具体的に書いてください。
- 6 陳述書は、いつ、どういうことがあった、誰がどういうことをした、どういうことを言った、という事実を中心に書いてください。暴力や脅迫のきっかけ等が各場合で違うときは、それぞれについて書いてください。

<p>保護命令申立書（鉛筆で記載してください。）</p>	<p>原本1通</p>
<p>〔申立手数料〕収入印紙1000円 〔予納郵便切手〕 合計2732円 ※ 大阪地裁への申立ての場合は、書記官の指示があってからご購入ください。 （郵便切手の内訳 500円を2枚、100円を10枚、84円、20円、10円、5円、2円、1円を各6枚）</p>	
<p>〔申立人と相手方との関係が婚姻関係（事実婚を含む。）の場合〕 夫婦であること、又は夫婦であったことを証明する資料</p>	<p>戸籍又は住民票 原本1通 その他資料 写し2通</p>
<p>例 ①戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、②事実婚（内縁関係）の場合は、次の〔申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合〕を参照すること</p>	
<p>〔申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合〕 生活の本拠を共にしていたことを証明する資料</p>	<p>住民票 原本1通 その他資料 写し2通</p>
<p>例 申立人及び（取得できれば）相手方の住民票（1か月以内に交付のもの）、生活の本拠について、生活状況の写真又は送付された私信、電気・水道・電話料金の支払請求書の写し、賃貸借契約書の写し、生活状況を具体的に記載した陳述書等</p>	
<p>〔身体に対する暴力を受けた場合〕 ①暴力を受けたこと及び②今後、相手方から更に身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠</p>	<p>写し2通</p>
<p>例 ①について診断書、負傷部位の写真、暴力を受けた状況を具体的に記載した陳述書等、②について相手方から受ける暴力が次第にひどくなっていることや、相手方が更にひどい危害を加えようとしている状況を具体的に記載した陳述書等</p>	
<p>〔生命、身体に対する脅迫を受けた場合〕 ①生命、身体に対する脅迫を受けたこと及び②今後、相手方から身体に対する暴力を振るわれて、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠</p>	<p>写し2通</p>
<p>例 ①について脅迫内容が記載されたメールや手紙の写し、又は脅迫を受けた受けた状況を具体的に記載した陳述書、②についてこのようなおそれ大きいと予想される事情を具体的に記載した陳述書等</p>	
<p>〔子への接近禁止命令を申し立てる場合〕 ①子であることを証明する資料及び②その子の同意書（その子が15歳以上の場合） ※子への接近禁止命令は、申立人と同居する未成年の子である場合に申立てをすることができます。同居しない、又は成年に達した子については、親族に対する接近禁止命令の申立てとなりますのでご注意ください。</p>	<p>①につき 原本1通 ②につき 原本写し 各1通</p>
<p>例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）又は続柄の記載された世帯全員の住民票（いずれも1か月以内に交付を受けたもの）、②について子が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる印鑑証明書、クレジットカード（署名のあるもの）又はその子が従前から日常的に使用し、氏名を書いている学用品等を照合のため持参する。</p>	
<p>〔親族等への接近禁止命令を申し立てる場合〕 ①親族の場合は親族であることを証明する資料、②その親族等の同意書（その親族が未成年等であれば、その親族の法定代理人（親権者父及び母等）が作成する同意書）及び③相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているその他の事情があることから申立人がその親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされることを証明する証拠</p>	<p>①につき 原本1通 ②③につき 原本写し 各1通</p>
<p>例 ①について戸籍謄本（全部事項証明書）（1か月以内に交付を受けたもの）、②について親族等が同行しない場合は、同意書の署名の裏付けとなる、印鑑証明書、その親族名義の保険契約書やクレジットカード（署名のあるもの）、従前から日常的に使用し、氏名を書いている生活用品等を照合のため持参する、③についてこのようなことを余儀なくされると予想される事情を具体的に記載したその親族等の陳述書</p>	
<p>〔警察又はDVセンターでのDV相談をしない場合〕 宣誓供述書（供述内容等はDV防止法12条2項又は18条2項を参照のこと。なお、公証人による認証を受ける必要があり、費用等が必要です。）</p>	<p>原本写し 各1通</p>

受付印	保 護 命 令 申 立 書		<input type="checkbox"/> 再度の申立て
	令和 年 月 日		
	大阪地方裁判所		御中
収入印紙 1,000円 予納郵券 2,732円	申立人の 署名押印	申 立 人	⑩
	(記名押印も可)		

添付書類 (□にレを付したのもの)

戸籍謄本 戸籍附票 住民票写し

宣誓供述書 子の同意書 親族等の同意書 既に発令された保護命令決定謄本

甲号証写し (1 ~)

この欄に収入印紙 1,000円分をはる (はった印紙に押印 しないでください)	申 立 人	住 所	〒 — 電話番号 ()
		氏 名	ふりがな 年 月 日生
	相 手 方	住 所	〒 — 電話番号 ()
		氏 名	ふりがな 年 月 日生

申 立 て の 趣 旨

(□にレを付したものを)

□(退去命令)

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居から退去せよ。

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して2か月間、申立人と共に生活の本拠としている住居の付近をはいかいしてはならない。

□(接近禁止命令)

相手方は、命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立人の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において申立人の身辺につきまとい、又は申立人の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□(電話等禁止命令)

相手方は、申立人への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月間、申立人に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならない。

- 1 面会を要求すること。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

□(子への接近禁止命令)

相手方は、申立人への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月間、子の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）、就学する学校その他の場所において、

ふりがな
子の氏名 (年 月 日生)

ふりがな
子の氏名 (年 月 日生)

ふりがな
子の氏名 (年 月 日生)

の身边につきまとい、又は同人 の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

□(親族等への接近禁止命令)

相手方は、申立人への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6か月間、下記の者の住居（相手方と共に生活の本拠としている住居を除く。以下同じ。）その他の場所において下記の者の身边につきまとい、又は同人 の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない。

記

(1)	(住所、勤務先又は申立人との関係) ふりがな (氏名)
(2)	(住所、勤務先又は申立人との関係) ふりがな (氏名)

申立費用は相手方の負担とする。
との裁判を求めます。

申立 て の 理 由

(□内にレを付したのもの)

1 私と相手方との関係は次のとおりです。

(1) 私の職業 主婦, その他 ()

(2) 相手方の職業

(3)ー1 [申立人と相手方との関係が婚姻関係(事実婚を含む。)の場合]

私と相手方は、平成・令和 年 月 日婚姻届を提出した夫婦です。

私と相手方は、婚姻届は出していませんが、平成・令和 年 月ごろから夫婦として生活しています。

事実婚と認められないとしても、次の(3)ー2のとおり交際関係です。

私と相手方は、平成・令和 年 月 (日) ごろ離婚(事実婚を解消)しました。

(3)ー2 [申立人と相手方との関係が婚姻関係以外の場合]

私と相手方は、平成・令和 年 月ごろから交際関係にあります。

私と相手方は、平成・令和 年 月ごろ交際関係を解消しました。

私と相手方が共にしている(共にしていた)生活の本拠は、

当事者目録の 次の 住所です。

私と相手方の共同生活は、婚姻関係における共同生活に類似するもので、その事情は

陳述書記載の 次の とおりです。

(4) 相手方と同居を始めた時期 平成・令和 年 月ころ

(5) 私は、相手方と現在も同居しています。

私は、平成・令和 年 月 日ころ、相手方と同居していた住居を出ました。

私の物 () は、まだ上記の住居にあります。

(6) 家族は私と相手方の二人 だけです。 の他に次の 人の同居者がいます。

・私と相手方との間の子

() (歳), () (歳)

() (歳), () (歳)

・それ以外の同居者

() (歳), () (歳)

2 既に発令された保護命令事件の事件番号等は、次のとおりです。

(1) 地方裁判所 平成・令和 年 (配子) 第 号

発令年月日 平成・令和 年 月 日 (退去 接近禁止 電話等禁止

子への接近禁止 親族等への接近禁止)

(2) 地方裁判所 平成・令和 年 (配子) 第 号

発令年月日 平成・令和 年 月 日 (退去 接近禁止 電話等禁止

子への接近禁止 親族等への接近禁止)

3 私は相手方から以下のような身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けました。

(1)①日時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

②場所 自宅の (自宅以外の)

③そのときの (身体に対する暴力, 生命等に対する脅迫) の内容

④そのときけがは, (しました。 しませんでした。)

⑤けがの内容

⑥病院などの診療機関に, (行きました。 行きませんでした。)

診療機関の所在地と名称

診療機関には, (日入院, 日通院) しました。

けがが治るのに ぐらいかかりました (日数)。

(2)①日時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

②場所 自宅の (自宅以外の)

③そのときの (身体に対する暴力, 生命等に対する脅迫) の内容

④そのときけがは, (しました。 しませんでした。)

⑤けがの内容

⑥病院などの診療機関に, (行きました。 行きませんでした。)

診療機関の所在地と名称

診療機関には, (日入院, 日通院) しました。

けがが治るのに ぐらいかかりました (日数)。

()①日時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

②場所 自宅の (自宅以外の)

③そのときの (身体に対する暴力, 生命等に対する脅迫) の内容

④そのときけがは, (しました。 しませんでした。)

⑤けがの内容

⑥病院などの診療機関に, (行きました。 行きませんでした。)

診療機関の所在地と名称

診療機関には, (日入院, 日通院) しました。

けがが治るのに ぐらいかかりました (日数)。

()①日時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

②場所 自宅の (自宅以外の)

③そのときの (身体に対する暴力, 生命等に対する脅迫) の内容

④そのときけがは, (しました。 しませんでした。)

⑤けがの内容

⑥病院などの診療機関に, (行きました。 行きませんでした。)

診療機関の所在地と名称

診療機関には, (日入院, 日通院) しました。

けがが治るのに ぐらいかかりました (日数)。

5 □ 私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の私と同居している子への接近禁止命令を求めます。

(1) 子の氏名等

子への接近禁止命令を求める申立ての趣旨（3頁）に記載のとおり

(2) 相手方が上記の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私がその子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えるのは次のような事情があるからです。

6 □ 私は、次のような理由から、相手方に対し、申立ての趣旨記載の親族等への接近禁止命令を求めます。

(1)①接近禁止命令を求める親族等の氏名等

氏名

申立人との関係 □ 親族 ()

□ その他 ()

(※親族が申立人の子の場合のみ記載 年 月 日生)

②私が上記の者に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えるのは、次のような事情があるからです。

□相手方は、下記の日時に下記の場所に押し掛けて、下記のような著しく粗野又は乱暴な言動をしました。

記

A a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

B a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

C a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

□その他の事情（上記の者が親族でない場合は申立人との具体的な関係を含む）

()①接近禁止命令を求める親族等の氏名等

氏 名

申立人との関係 親族 ()

その他 ()

(※親族が申立人の子の場合のみ記載 年 月 日生)

②私が上記の者に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えるのは、次のような事情があるからです。

相手方は、下記の日時に下記の場所に押し掛けて、下記のような著しく粗野又は乱暴な言動をしました。

記

A a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

B a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

C a日 時 平成・令和 年 月 日 時 ころ

b場 所

c 言動の内容

その他の事情 (上記の者が親族でない場合は申立人との具体的な関係を含む)

7 私は次のとおり、配偶者暴力相談支援センターや警察に相談したり、援助や保護を求めました。

(1)①平成・令和 年 月 日ころ

②相談機関

- 大阪府 () 警察署 (他府県) 警察署
大阪府女性相談センター (他府県のDVセンター)
大阪府 (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 子ども家庭センター
 (大阪市・吹田市・堺市・枚方市・) 配偶者暴力相談支援センター

③相談等の内容

- 相手方から申立ての理由第3項の () 記載の暴力等を受けたこと
申立ての理由第4項に記載のとおり、今後相手方から暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えていること
申立ての理由第5項記載の子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること
申立ての理由第6項記載の親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

④相談機関のしてくれたこと

- 保護命令制度の説明

(2)①平成・令和 年 月 日ころ

②相談機関

- 大阪府 () 警察署 (他府県) 警察署
大阪府女性相談センター (他府県のDVセンター)
大阪府 (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 子ども家庭センター
 (大阪市・吹田市・堺市・枚方市・) 配偶者暴力相談支援センター

③相談等の内容

- 相手方から申立ての理由第3項の () 記載の暴力等を受けたこと
申立ての理由第4項に記載のとおり、今後相手方から暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えていること
申立ての理由第5項記載の子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること
申立ての理由第6項記載の親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

④相談機関のしてくれたこと

- 保護命令制度の説明

()①平成・令和 年 月 日ころ

②相談機関

大阪府 () 警察署 (他府県) 警察署

大阪府女性相談センター (他府県のDVセンター)

大阪府 (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 子ども家庭センター

(大阪市・吹田市・堺市・枚方市・) 配偶者暴力相談支援センター

③相談等の内容

相手方から申立ての理由第3項の () 記載の暴力等を受けたこと

申立ての理由第4項に記載のとおり、今後相手方から暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えていること

申立ての理由第5項記載の子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

申立ての理由第6項記載の親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

④相談機関のしてくれたこと

保護命令制度の説明

()①平成・令和 年 月 日ころ

②相談機関

大阪府 () 警察署 (他府県) 警察署

大阪府女性相談センター (他府県のDVセンター)

大阪府 (中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田) 子ども家庭センター

(大阪市・吹田市・堺市・枚方市・) 配偶者暴力相談支援センター

③相談等の内容

相手方から申立ての理由第3項の () 記載の暴力等を受けたこと

申立ての理由第4項に記載のとおり、今後相手方から暴力を振るわれて、私の生命、身体に重大な危害を加えられるだろうと考えていること

申立ての理由第5項記載の子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

申立ての理由第6項記載の親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えていること

④相談機関のしてくれたこと

保護命令制度の説明

陳 述 書

令和 年 月 日

申 立 人

⑩

1 相手方が私に加えた暴力，脅迫の主なもの，申立書の申立ての理由第3項に記載のとおりです。

相手方の暴力等のきっかけや前後の状況等は，それぞれ以下のとおりです。

2 相手方が私に対し今後暴力を振るい、そのため私の生命、身体に重大な危害を加えるだろうと考えている理由は、申立書の申立ての理由第4項に記載したとおりです。

3 相手方が私と同居している子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他、私はその子に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている理由は、申立書の申立ての理由第5項に記載したとおりです。

4 私が親族等に関して相手方と面会することを余儀なくされると考えている理由は、申立書の申立ての理由第6項に記載したとおりです。

A large rectangular frame containing numerous horizontal dotted lines, resembling a template for a list or a series of entries.